

作成日：令和3年4月1日
 済生会中和病院

「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」

1 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	具体的な取組み内容		目標達成年次
①初診時の予診の実施	現状	看護師及び事務職員が、診察前に問診票の内容を医師に伝達している。 看護師は、待合室での第一印象で必要時バイタルサイン測定等行い、医師への報告や診察順を調整している。	令和3年度 (継続実施)
	取組	医師がよりスムーズに勤務ができるように、多職種で引き続き実態に応じた見直しを検討する。	
②静脈注射・採血等の実施	現状	静脈注射は、医師の指示の下で看護師が外来・入院患者に実施し、静脈採血は、臨床検査技師が実施している。	令和3年度 (継続実施)
	取組	注射実施において、院内 IV ナース認定資格取得者を養成し、造影剤や抗がん剤、CV ポートの穿刺等を安全で確実な実施を目指す。	
③入院説明及び検査手順の説明	現状	医師以外の医療関係職種が、パスを示して病状経過説明、検査手順の説明等を実施している。 医師の説明後に看護師が補足説明や分からない点などを確認する。理解度を確認し必要に応じて多職種との連携を図っている。 退院時の説明及び調整は看護師若しくは社会福祉士が実施している。	令和3年度 (継続実施)
	取組	医師がよりスムーズに勤務ができるように、多職種で引き続き実態に応じた見直しを検討する。	
④特定看護師の活用	現状	皮膚・排泄ケアの認定看護師1名を特定行為研修に受講させ、終了した。	令和3年度 (継続実施)
	取組	研修を修了した看護師が能力を発揮できる環境の整備（院内外の医療関係者や患者への特定行為看護師の周知・啓発、手順書の作成・確認等）を図り、皮膚・排泄ケアの認定看護師が皮膚科医等の医師の指示の下、連携をしながらチーム医療を実施していく。	
⑤薬剤師の増員による服薬指導等の充実	現状	病棟薬剤師が患者面談や持参薬の検薬を行い、その情報を元に服薬計画の提案や医師との相談の上、服薬管理等を行っている。また、持参薬情報は、医師がどの端末からでも	令和4年度 (継続実施)

		閲覧できるようにPDF化し、電子カルテに登録している。	
	取組	薬剤師を増員して疑義照会簡素化プロトコルを実施し、医師への疑義照会件数の削減やトレーシングレポートの患者情報の共有により、薬物療法の適正化を目指す。引き続きプロトコル内容の更新を検討し、更なる負担軽減を目指す。同時に医師への問合せ後、処方への入力や事後入力の代行を引き続き行う。	
⑥医師事務作業補助者の増員	現状	外来支援、各種診断書、診療情報提供書の代行作成や診療記録への代行入力の実施症例登録支援とカンファレンスのための準備作業を実施している。	令和4年度 (継続実施)
	取組	現在13名の医師事務作業補助者を16名以上(25対1⇒20対1)に増員し、医師の事務的な負担軽減を図る。	

2 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

現状	具体的な取組み内容	目標達成年次
原則、連続当直を行わない体制を実施している。但し、一部の診療科においては診療内容等により実施されていない日がある。	連続当直が発生しない体制を維持するため、非常勤医師等の確保に努める。 人事部は、当直表の作成段階で連続当直のチェックを行う。	令和5年度 (継続実施)

3 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)

現状	具体的な取組み内容	目標達成年次
実態調査の結果、平均時間においては9時間以上が確保されている。但し、外科系医師においては9時間を確保できていない日がある。	新たに勤怠システムを導入し、管理職医師が勤務時間を把握し易い仕組みを構築し、勤務間インターバルの推進を図る。9時間以上の休息時間が確保されない場合は、翌日の出勤時間の調整をして、休息時間を確保することを検討する。 人事部は、始業・終業の時刻を管理して休息時間が確保できていない医師の把握を行う。	令和3年度 (継続実施)

4 当直翌日の業務内容に対する配慮

現状	具体的な取組み内容	目標達成年次
当直翌日13時以降の勤務をフリーにしているが、診療科	当直翌日に必要な休息を確保するため、13時以降の勤務フリーを継続して取り組む。	令和3年度

によっては実施できていない。	各診療科の特性があるため、当直翌日の終業時刻の実態把握を行う。	(継続実施)
----------------	---------------------------------	--------

5 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

現 状	具体的な取組み内容	目標達成年次
現在 2 名の医師が所定労働時間の短縮措置を利用した勤務を行っている。	利用可能な制度の周知を継続して行なっていく。 また、職員やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合、当該職員に対して個別に育児休業等に関する制度を知らせる様に努める。	令和 3 年度 (継続実施)

6. 病院勤務医の負担軽減の委員会

名 称 : 医療従事者負担軽減推進委員会

責任者 : 徳山 猛 副院長

開催頻度 : 年 2 回

初回の策定 : 令和 2 年 4 月 1 日

直近の更新 : 令和 3 年 4 月 1 日